

2026年02月20日配信

.

インフルエンザが猛威を振っていますね。

皆さん自身、そしてご家族の体調はいかがでしょう。気が休まらない時もあるかと思いますが、早めに横になるなどして、体力を温存してくださいね。

さて今回は、ひとり親家庭の生活を支える支援制度や、締切間近の受験料等支援金、3月生まれのお母さんのお祝い情報をお届けします*

<目次>

[1] 令和7年度生活困窮世帯受験料等支援金のべ切は3月31日必着です

[2] ひとり親家庭就労支援制度紹介

[3] 3月生まれのお母さんへのフェイシャルエステ体験プレゼント企画！<抽選>

[1] 令和7年度生活困窮世帯受験料等支援金のべ切は3月31日必着です

(岡山市こども福祉課)

家庭の経済的な状況で進学をあきらめることがないように、

生活困窮世帯に対して大学等の受験料、進学のための模擬試験費用を支援し、進学に向けたチャレンジを後押ししています。

令和7年度の申請のべ切が近づいています。

令和7年度の受験分については3月末までに申請してください。

●対象世帯 岡山市に在住し、申請時点(※)で次のいずれかに該当する世帯

①児童扶養手当全部受給世帯

②生活保護受給世帯

※申請時点に該当する世帯です。受験日時点ではないのでご注意ください。

●大学等受験料支援金

①対象費用

・20歳未満の子どもが、令和7年度に大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校4年を受験する際の受験料

※大学入学共通テストも対象となります。

※振込手数料は対象なりません。

※高校3年生だけでなく浪人生も対象となります。

②支給額 ①に該当する受験料として支払った額。子ども1人あたり上限53,000円

●高校・大学等の模擬試験受験料支援金

①対象費用 進学のための受験に向けた模擬試験の受験料として支払った額

※学校で一斉受験する自己判定テストも対象になります。

※英検や簿記検定など受験に必要でも資格取得の検定は対象なりません。

②支給額

・令和7年度に大学等を受験する20歳未満の子どもが受ける模擬試験の受験料として支払った額。1人あたり上限8,000円

・令和7年度に中学校3年生が進学のための模擬試験の受験料として支払った額。1人あたり上限6,000円

●申請書 岡山市のホームページからダウンロードできます。

①児童扶養手当全部受給世帯（生活保護受給世帯を除く）

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000059666.html>

②生活保護受給世帯

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000071932.html>

※①②の申請書は異なりますのでご注意ください。

●添付資料 受験料を支払ったことが確認できる領収書等のコピー

※受験者氏名、受験学校名・模擬試験名等、入学検定料・模擬試験の金額が必要です。

領収書・振り込み通知書等に上記すべての記載がない場合は、

入試要項、受験票・合格通知書なども併せてお送りください。

●申請 次まで郵送で申請してください。〆切令和8年3月31日

① 児童扶養手当全部受給世帯（生活保護受給世帯を除く）は

〒700-8544 北区大供1-1-1 岡山市こども福祉課 086-803-1221

② 生活保護受給世帯は

〒700-8546 北区鹿田町1-1-1 岡山市生活保護・自立支援課 086-803-1349

【2】ひとり親家庭就労支援制度紹介

（岡山市こども福祉課）

雇用保険をかけて働いていた人が失業等した場合に、

再度就労するために役立つ資格の取得支援についてはハローワークで申請ができます。

けれど離婚・死別などで専業主婦(主夫)からひとり親になった方には、働いていた期間がなかったり、短くて雇用保険での支援が受けられない方も多く、そうした方を救うためにひとり親家庭の母(父)には次のような支援があります。

育児、家事、仕事をひとりで担って頑張って、フルタイムで仕事をしたいけれど、子どもが小さくて今は無理とあきらめている方、5年、10年後、少しずつ子どもの手が離れたときに、安定した収入が得られるよう、今、就労に有利な資格をとることを検討しませんか。

★資格取得のための講座受講料がかえってきます～自立支援教育訓練給付金制度～

就労に必要な資格や技能を取得する訓練・講座を受講したとき、修了後に受講料の60%～85%が給付されます。

詳細はこちら→ <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000011367.html>

①対象となる人 次のすべての要件を満たす人

- ・岡山市在住で20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父
- ・就労経験や技能、労働市場から判断して当該教育訓練を受けることが仕事につくために必要と認められること
- ・過去に本事業と同様の教育訓練給付を受けていないこと

※所得要件が撤廃されました。

②対象となる講座 雇用保険制度の教育訓練給付の対象の教育訓練講座

次のホームページで確認できます。 <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

どんな講座や資格があるのか、ぜひ一度ご覧ください。

③給付額

- ・受講料の60%（雇用保険の教育訓練給付資格のある場合はその額を引いた額）を受講修了後給付。

下限12,001円、上限20万円

- ・専門実践教育訓練講座の場合は、受講料の60%（40万円×標準修業年限＝上限160万円）
- また専門実践教育訓練講座の場合は、受講修了後1年以内に資格を取得し、資格を生かした就労をした場合、さらに25%追加給付

★資格取得のために学校に通っている間の生活費の支援が受けられます～高等職業訓練促進給付金～

生活の安定につながる資格を取得するために養成機関で修業する場合に、生活を支援する給付金を支給する制度です。

詳細はこちら→ <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000010966.html>

①給付額

- ・市民税非課税世帯 月額100,000円（最終年は140,000円）
- ・市民税課税世帯 月額70,500円（最終年は110,500円）

<修了支援給付金>

- ・市民税非課税世帯 50,000円
- ・市民税課税世帯 25,000円

②対象となる人 次のすべての要件を満たす人

- ・岡山市在住で20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父
- ・児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にある人（またはその所得水準を超えて1年以内の人）
- ・養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- ・経済的事情等で、就業・育児と、養成機関の修業を同時に行うのが困難であること。
- ・過去に高等技能訓練促進費、高等職業訓練促進給付金を受給していないこと

③対象となる資格

資格取得のために6か月以上のカリキュラムの受講が必要な資格

- ・看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、

社会福祉士、製菓衛生士、調理師等、就職に有利な国家資格。

・雇用保険制度の専門実践教育訓練・特定一般教育訓練・一般教育訓練のいずれかの指定講座で、6か月以上の修業期間により取得できる就職に有利な民間資格（ただし、一般教育訓練給付金の指定講座は、情報関係の資格に限る）

★その他にも、高校卒業資格をとるための講座の受講費の支援制度や、資格取得し1年以内に就労・1年以上就労継続すれば返済免除になる「住宅支援資金貸付制度」もあります。

ひとり親家庭の就労支援制度については、福祉事務所の母子・父子自立支援員までお尋ねください。

●事前相談・申請等 住居地を所管する福祉事務所の母子・父子自立支援員まで（電話で予約してお越しください）。

北区中央福祉事務所 086-803-1824

北区北福祉事務所 086-251-6521

中区福祉事務所 086-901-1234

東区福祉事務所 086-944-0131

南区西福祉事務所 086-281-9652

南区南福祉事務所 086-261-7127

【3】3月生まれのお母さんへのフェイシャルエステ体験プレゼント企画！<抽選>

（POLA＊キッズアカデミー&チャリティーサンタ）

毎日頑張るお母さんにフェイシャルエステをプレゼント！

子ども達も一緒にプチ職場体験でお母さんにマッサージしてみることができます！

●対象 ひとり親家庭や生活にご不安を抱えられているご家庭

●定員 3月生まれのお母さんがいる3家庭程度（抽選）

※フェイシャルエステを受けている間、待機時間があるため、参加できるお子さんは小学生以上とさせていただきます。

※託児は設けていませんが、フェイシャルエステを受けられている様子を見たりしながら待つことは可能です。

●場所 POLA 後楽園店（中区浜3丁目2-18 ソレイユルバン浜102）

●申し込み 次の応募フォームより

<https://www.charity-santa.com/project/rudolf/okayama-taiken/polakids/>

●締め切り 2月25日（水）

※今後も誕生月ごとに同様のご案内をお送りします。

●問い合わせ 認定NPO法人チャリティーサンタ

メール rudolph@corp.charity-santa.com

・
* イベント情報や子育てお役立ち情報 *

「こそだてぽけっと」はこちら

<https://www.city.okayama.jp/kosodate/index.html>

● 掲載内容の中止や延期について ●

天候や災害、その他事情により中止や延期、あるいは内容が変更になる場合があります。主催者等へご確認ください。

● メールアドレスの変更について ●

「おかやま親子応援メール」を受け取るメールアドレスを変更したい場合は、変更前のアドレス・変更後のアドレスを添えて事務局「okayama.oyako@charity-santa.com」までご連絡ください。